

厚生労働大臣の定める掲示事項

1 病棟

当病棟では、1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

〈日勤帯〉

- 朝8時～夕方17時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は5人以内です。

〈準夜帯〉

- 夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は21人以内です。

〈深夜帯〉

- 深夜1時～朝9時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は21人以内です。

2 病棟

当病棟では、1日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

【看護職員】

〈日勤帯〉

- 朝8時～夕方17時まで、1人あたりの受け持ち数は9人以内です。

〈準夜帯〉

- 夕方17時～深夜1時まで、1人あたりの受け持ち数は52人以内です。

〈深夜帯〉

- 深夜1時～朝9時まで、1人あたりの受け持ち数は52人以内です。

【看護補助者】

〈日勤帯〉

- 朝8時～夕方17時まで、1人あたりの受け持ち数は6人以内です。

〈準夜帯〉

- 夕方17時～深夜1時まで、1人あたりの受け持ち数は52人以内です。

〈深夜帯〉

- 深夜1時～朝9時まで、1人あたりの受け持ち数は52人以内です。